

# 令和5年11月 定例教育委員会

令和5年11月22日（水） 9:30～10:40

粕屋町役場3階 A委員会室

進行：舎川教育長職務代理

- 出席委員 西村 久朝 教育長  
舎川 真理 委員  
長 順子 委員  
青木 知香 委員  
安河内哲也 委員
- 傍聴人 なし
- 事務局 堺 哲弘 教育委員会事務局次長兼学校教育課長  
臼井賢太郎 社会教育課長  
井手 正治 給食センター所長  
渡辺 剛 子ども未来課長  
有得 辰俊 指導主事

## 1 教育長あいさつ

## 2 教育長からの報告

<管内教育長会 報告> 11月14日（火）福岡教育事務所

○ 所長挨拶

### （1）人事管理班関係

- ・教職員の不祥事防止について

【資料なし】

### （2）総務課関係

- ・令和6年度教科用図書採択について

【資料1】

### （3）教育指導室・教育相談室関係

- ・令和6年度福岡県教員研修計画
- ・令和6年度教育指導計画作成の手引き
- ・食物アレルギーについて
- ・学校給食におけるアレルギー事故の未然防止と適切な対応について

【資料2】

【資料3】

【資料なし】

【資料4】

### （4）社会教育室関係

- ・令和5年度福岡地区明るい選挙推進事業指導者研修会について

【資料5】

### <町教育委員会事務局報告>

- \* 令和6年度講師任用調査 11/30(木) — (12/4)
- \* 令和5年度スクールカウンセラー活用事業報告書 2/9(金) — (2/15)
- \* 早期退職者募集制度の関係書類の提出 未定
- \* 人事評価 評価日は、1月31日 1月31日(水) できれば 1月26日(金) まで
- \* 12月 粕屋町定例議会 12月1日(金) 開会

### 3 審議・協議事項

- ①粕屋町立小中学校等の管理規則の一部改正について 【学校教育課】
- ②粕屋町立小中学校の事務の共同実施組織運営及び事務処理規程の全部改正について 【学校教育課】

(舎川職務代理)

審議事項に入ります。担当課から説明をお願いします。

(堺教育委員会事務局次長兼学校教育課長)

学校教育課からご審議をお願いしますのは、

「粕屋町立小中学校等の管理規則」の改正及び「粕屋町立小中学校の事務の共同実施組織運営及び事務処理規程」の改正、の2件です。

まず、今回、2件の改正を行います理由につきまして、前段で説明します。

別冊の《審議・協議》の資料を開き、1ページをご覧ください。

下線部分ですが、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」が、平成29年に施行され、関係の法令が《一括改正》されています。

次のページをお願いします。ページ数の多い資料を抜粋しました関係で、7ページに跳んでおりますが、下線部分にありますように、二以上の学校の運営に関し「共同学校事務室」を置くことができる定めが盛り込まれました。

次の8ページ中段にありますように、学校事務の共同実施は、この法改正前から多くの自治体で自主的な運用として行われており、ミスや不正の防止、学校間の事務処理の標準化による効率化、共同での研修等による職務能力向上など、効果があっていたところですが、一方で権限や責任所在の不明確さ、業務範囲の曖昧さといった課題もあったことから、法に明文化し、また、県からも「共同学校事務室」の標準規程が示されました。

資料10ページには、「共同学校事務室」について定められました、法及び施行令の条文を載せています。

粕屋町におきましても、従前から「共同実施グループ」として共同で事務を行っており、当面、支障がなかったため、そのまま運用していましたが、昨年度から、各学校の事務官の会議の場で、「共同学校事務室」への移行の意見が上がったこともあり、設置方法や業務範囲等の詳細を、協議してまいりました。

この度、その詳細がまとまりましたので、「共同学校事務室」の設置について定めるため、規則及び規程を改正するにあたり、ご審議いただきたいというものです。

それでは、1件目の「粕屋町立小中学校等の管理規則」の一部改正について説明します。

11ページをご覧ください。改正しますのは、第17条の2です。

見出し中の「学校事務の共同実施」と、条文中にあります先ほど申しました従前の「共同実施グループ」の名称を改めまして、「共同学校事務室」を置くことができるとするものです。

詳細な内容につきましては次の規程で定めますので、規則については以上の改正になります。

まず、本規則の改正について、ご審議をお願いします。

(舎川職務代理)

説明が終わりました。ご質問、ご意見ありますか。

(安河内委員)

これまで共同事務の活用はあっていたということですね。

(堺教育委員会事務局次長兼学校教育課長)

事務官会議等で事務手続きの統一を図るなど共同事務は行っておりました。

粕屋町は学校1校の規模が大きく、共同化でのスケールメリットが出にくいいため、変更を保留しておりましたが、事務官は自治体間でも異動がありますし、より広域で体制を合わせることも考え「共同学校事務室」に変更しようとするものです。

(舎川職務代理)

ほかにご質問等なければ、承認でよろしいですか。

(教育委員)

承認をお願いします。

(舎川職務代理)

承認いたします。続いて、説明をお願いします。

(堺教育委員会事務局次長兼学校教育課長)

続いて、「粕屋町立小中学校の事務の共同実施組織 運営及び事務処理規程」の改正です。

こちらは、表題も中身も大きく変わりますので、一部改正ではなく、全部改正という手法をとっています。

12～13ページが、改正前の旧規程、14～16ページが、改正後の新規程です。

表題中の「事務の共同実施」が「共同学校事務室の」と変わったほか、全文を書き換えてはいますが、県から示された標準規程をベースに、今まで行っていた「共同実施グループ」の運用を参考にしていま

すので、従前の内容は概ね踏襲しています。

例えば、第3条の「学校事務共同実施協議会」は、「共同学校事務室運営会議」と名称は変わりましたが同様の組織です。旧では第5条、新では第6条になりますが、年間の計画書を作成し教育委員会へ報告する手続きもそのままです。

大きく、変わった部分としましては、第4条で定める「業務」について、改正後では、別表で元々の学校事務職員の標準業務を明示し、その中の共同実施で適正化・効率化ができるものとして、範囲を明確化して追加しています。

また、改正後の第5条には、「共同学校事務室」に参加するグループ校の校長が専決で決裁できることと、その範囲を定めています。

最後に、改正後の第9条で、先ほど申しました「共同学校事務室運営会議」に関して調整・協議が必要になった際の、いわゆる上部組織にあたる「共同学校事務室連絡協議会」の設置を定めています。

以上が主な、改正内容です。

本規程を定め、「共同学校事務室」を設置することにつきまして、ご審議をお願いします。

(舎川職務代理)

説明が終わりました。ご質問、ご意見ありますか。

(安河内委員)

事務室というのがどこかに場所ができるのでしょうか。

(堺教育委員会事務局次長兼学校教育課長)

当町の場合、空き教室等の余裕スペースがなく、特定の学校に事務室を置いておくことが難しいため、まず教育委員会で、学校事務官の中から「室長」を任命していただき、「室長」の在籍校を「共同学校事務室」の設置校とするよう決めました。実際の事務や会議は、特定の学校に固定せず、各学校や役場の会議室等を使用する予定です。

(安河内委員)

小学校と中学校それぞれで、共同事務のグループがつくられますか。

(堺教育委員会事務局次長兼学校教育課長)

小・中6校併せて1つのグループをつくれます。

(長委員)

現状で行っている事務に大きく変わりはないということですね。

(堺教育委員会事務局次長兼学校教育課長)

はい、大きな変更はありません。今行っている事務の法令等の裏付けを明確にできるのがメリットで

す。

(舎川職務代理)

ほかにご質問等なければ、承認でよろしいですか。

(教育委員)

承認をお願いします。

(舎川職務代理)

承認いたします。本日の審議事項は以上です。

#### 4 各課からの連絡事項

##### (1) 学校教育課

- \*12月の行事予定
- \*小中学校善行児童・生徒表彰について
- \*あいさつ運動作品入賞者について

##### (2) 社会教育課

- \*12月の行事予定
- \*人権作品入賞者等について

##### (3) 給食センター

- \*令和6年度の学校給食年間実施回数について
- \*12月の行事予定

##### (4) 子ども未来課

- \*12月の行事予定

##### (5) 指導主事から

5. 次回開催日時
- |      |                        |        |                |
|------|------------------------|--------|----------------|
|      | 12月18日(月)              | 14:00～ | 仲原小学校          |
|      | 12月14日(木)              |        | 管内教育長会(リモート開催) |
| 昨年度は | 12月19日と1月23日に開催        |        |                |
|      | <u>1月の管内教育長会はありません</u> |        |                |

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 西村 久朝

---

署名委員 舎川 真理

---

署名委員 長 順子

---

署名委員 青木 知香

---

署名委員 安河内 哲也

---

会議録調整者 堺 哲弘

---